

## 衆議院議員選挙区画定審議会の運営についての申合せ(案)

平成26年4月 日  
衆議院議員選挙区画定審議会

衆議院議員選挙区画定審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに関する調査審議、改定案の作成等をその所掌としており、事柄の性質上、委員の率直な意見の交換及び公正な判断が損なわれないよう、会議は非公開としつつ、下記のとおり、その審議経過を公開することとする。

## 記

- 1 会議は、非公開とする。ただし、冒頭のカメラ取りは可とする。
- 2 具体的な区割りに係る事項を除き、会議終了後、会長又は会長代理による記者ブリーフィングにより議事の概要を紹介する。
- 3 具体的な区割りに係る事項を除き、会議終了後、事務局は、議事の要旨を作成し、速やかに公表する。
- 4 具体的な区割りに係る事項を除き、審議会に提出された資料は、原則として公表する。
- 5 会議終了後、議事録を作成し、委員の確認を得た後、審議会の上承を得て確定する。
- 6 議事録については、審議会の勧告前においては求めがあっても公表しない。審議会の勧告後においては求めがあれば、委員の任期中は発言者の氏名を除いて公表し、委員の任期満了後は発言者の氏名を含めて公表する。なお、委員が再任された場合であっても、公表する。
- 7 上記3及び4の公表は、総務省HPに掲載することにより行う。